

梨飯第 1034 号

令和 7 年10月14日

関係各位

公立大学法人
山梨県立大学 理事長

入学料徴収猶予制度の創設について

秋冷の心地よい季節、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、山梨県立大学では、一部入試の入学手続きにおいて、次のとおり入学料の徴収を猶予できる制度を設けましたのでお知らせいたします。

<対象者>

以下の①および②の両方の要件を満たす方が対象となります。

- ①総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜、編入学試験の結果に伴い入学手続きをとる学生。
- ②日本学生支援機構 高等教育の修学支援新制度 給付型奨学金の予約採用に申し込みを行った、もしくは入学後 必ず申し込む学生。

<詳細のご案内について>

本制度の詳細(申請方法、提出書類、猶予期間など)につきましては、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜、編入学試験の入学手続要項であらためてご案内いたします。

学生支援課

TEL:055-224-5260